

令和7年度明石市放課後子ども教室実施要領

1 目的

各小学校区において、放課後や週末等に小学校施設等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点として「子ども教室」を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちの勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取り組みを実施することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進する。

2 実施主体

放課後子ども教室事業の実施を「明石市学校・家庭・地域の連携協力推進委員会（以下「推進委員会」という。）」へ委託する。

推進委員会は、各小学校区のPTA、自治会及び放課後児童クラブなど（事業実施者）が計画する子どもが参加する事業を、放課後子ども教室事業として実施させる。

3 運営

（１） 放課後子ども教室事業は、学校、PTA、自治会、放課後児童クラブなど地域全体の協力を得て、本事業の実施にあたるものとする。

（２） 放課後子ども教室事業は、基本的に、小学校施設（教室や余裕教室、校庭、体育館等）を活用して実施することとするが、地域の実情に応じて、コミュニティ・センター等の社会教育施設等、子どもたちが安全・安心して多様な活動が可能な場所で実施することができるものとする。

（３） 推進委員会又は事業実施者は、次のことを行うものとする。

① 活動支援員の配置等

ア 子どもたちの安全を図り活動を支援するため、子どもたちの健全育成に情熱を持つ地域の信頼できる者の中から活動支援員を配置する。

イ 本事業の円滑な実施を図る観点から、活動支援員を対象とした研修の機会の提供に努めるものとする。

② 本事業の趣旨を勘案し、障害を有する子どもたちに対しても、放課後や週末等における活動の場として活用されることが望ましいことから、障害を有する子どもたちが本事業に参加する場合は、個々の状況に配慮した活動を行うために、人的体制の確保等の適切な措置を講じるものとする。

③ 総合的な放課後対策を推進する観点から、放課後児童クラブと一体的あるいは連携して、域内の子どもの子ども教室への参加促進に努めるものとする。

④ 放課後子ども教室の実施日や実施内容について、「放課後児童クラブ」の児童の参加を促すための情報を提供するとともに、連携事業等の実施に努めるものとする。

⑤ 児童は傷害保険に加入するものとし、その費用は教育委員会が負担する。

4 事業の内容

放課後子ども教室事業は、次の内容・機能を有するものとする。

- (1) 放課後や週末等における地域の子どもたちの安全・安心な活動拠点の確保
- (2) 地域の多様な大人の参画を得て子どもたちに様々な体験・交流・学習活動の提供
- (3) 様々な体験・交流・学習活動を通して、子どもたちの社会性、自主性、創造性等の豊かな人間性の涵養
- (4) 地域の子どもたちと大人の積極的な参画・交流による地域コミュニティの充実
- (5) その他、子どもたちが地域の中で安心して健やかに育まれる環境づくりを推進するために必要な活動

5 活動支援員謝金及び活動運営費

活動支援員の謝金として、1会場での教室1回の実施につき1人1,000円最大8人に対してお支払いします。

また、実施予定回数に応じた活動運営費を支払う。ただし、おやつ等の飲食物代や工作の材料費等は除く。

6 その他

- (1) 本事業は、その目的を異にする活動を行うものや、公共性に欠けるものについては対象としない。
- (2) 本事業の実施主体（受託者を含む）は、政治的又は宗教上の組織に属さないものとする。
- (3) 放課後子ども教室事業を実施するうえで、その他必要な事項を別に定めることができるものとする。